

群馬県立学校の教育職員の勤務時間の 上限に関するガイドラインの一部改正について

1. 改正理由

標記ガイドラインについては、平成31年1月25日付けで通知された文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を受け、令和元年10月18日開催の教育委員会会議において決定されたものである。

その後、令和元年12月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正を受けて、文部科学省が新たに「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「国指針」という。）を策定した（「ガイドライン」から「指針」への格上げ）。

当該国指針は、都道府県及びサービスを監督する教育委員会に対して、条例規則等で「在校等時間」の上限及びこれを超えないよう教育職員の業務量を適切に管理する旨等を規定するよう求めており、これを受けて改正された「群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」（以下「県条例」という。）及び新たに制定された「群馬県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という。）を踏まえ、標記ガイドラインについても既定の内容の一部を見直したものである。

2. 改正内容

主にガイドライン制定の趣旨等について、国指針及び県条例の改正、規則の制定を受けたものである旨を新たに盛り込むほか、国指針の内容に沿って所要の改正を行うもの。

3. 施行期日

令和2年4月1日（現行どおり）